

魚津市公告第6号

魚津市地域計画（変更案）の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人で、当該地域計画の変更案に対して意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和8年1月29日

魚津市長　　村椿　晃

1 地域計画（変更案）を策定した地域

市内1地区

「道下」

2 魚津市地域計画（変更案）の縦覧期間及び縦覧場所

（1）　縦覧期間　令和8年1月29日から令和8年2月12日まで（土、日除く。）

（2）　縦覧場所　魚津市釈迦堂一丁目10番1号　魚津市役所産業建設部農林水産課内

（3）　縦覧時間　午前8時30分から午後5時15分まで

3 意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項

（1）　提出先　魚津市役所産業建設部農林水産課

（2）　提出方法　意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。

ア　意見書提出人の氏名、住所、連絡先

イ　魚津市地域計画変更案に対する意見

ウ　意見書提出の年月日

（3）　提出期限　令和8年2月12日（縦覧期間満了の日）

（4）　注意事項　提出する意見の対象は、魚津市地域計画の変更案に係るものであること。